

令和2年 建築基準法の運用(熊本県版)等に関する講習会

質疑に対する回答

No	項目	資料 関係P	質疑	回答
1	建築基準法等の運用 について(熊本県版)	P96	混構造の取扱いの解説(例)の中で「水平力を負担しないような形で併設・・・」とありますが、具体的な例を教えてください。 リビングにある階段は除くと思われそうですが、重層長屋で階段が屋内にある場合はどうなるでしょうか。	例えば木造建築物の階段を鉄骨で造る場合に「水平力を負担しないような形」とは、鉄骨階段は本体の架構に組み込まれておらず、本体に係る地震力は本体の架構のみで負担し、鉄骨階段では負担しない計画となっている場合をいいます。 一方で、鉄骨階段が木造架構の柱の一部に取り込まれているなど、鉄骨がなければ本体の構造がなりたない場合は、混構造となります。 質問の屋内階段の場合、鉄骨階段が構造上独立している場合や、本体の架構に接続されていても本体の地震力は負担しない計画とされている場合は、混構造とは扱いません。 例えば、木造住宅にアルミの庇をかける場合にも、同様の考えで混構造とは扱いません。
2	建築基準法等の運用 について(熊本県版)	P157- 158	完了検査申請書第四面の照合の日付の記入について。 完了検査申請時に工事監理報告書を合わせて提出する場合、そちらに日付・写真を添付していれば、申請書第四面への記入は不要としてよいですか。	工事監理が適切に行われたかどうかを判断するために、原則、完了検査申請書第四面には照合を行った日付を記入してください。 ただし、併せて工事監理報告書の写しを提出する場合で、当該工事監理報告書にP157-158に例示する程度に詳細な内容及び日付を記載している場合にあっては、完了検査申請書第四面に日付を記入することを省略しても構いません。
3	建築基準法等の運用 について(熊本県版)	P208- 209	Z=1.0について、現在法では0.8又は0.9と定められているが、条例でZ=1.0と定めて欲しい。	多くの既存不適格建築物を発生させ、その他影響が大きく混乱を招く恐れがあるため、現時点でZ=1.0を義務化させることは難しいと考えています。 熊本地震を経験した本県において、地震に対する意識をより高めていただけるよう推奨事項として掲載しました。建て主に説明する際に当該記事を活用していただければ幸いです。
4	建築基準法等の運用 について(熊本県版)	P71 P206	既存建築物が立っている敷地に、例規A0703(建築物の別棟の取扱い)を使用して、渡り廊下と建築物を増築(棟別でみると新築)する場合、建築物省エネ法第11条第1項に規定する省エネ基準への適合義務の要否はどうか。	例規A0703を適用するにあたっては、第3第1項及び第2項の規定により、「建築基準関係規定の適用上別棟として取り扱う」としており、建築物省エネ法第11条第1項の規定は、同条第2項の規定により建築基準関係規定とみなすとされていますので、省エネ基準への適合義務の要否の判断は「別棟」で行って構いません。 つまり、新築する渡り廊下及び建築物それぞれで要否の判断を行ってください。